第124期 中間決算公告

平成19年12月20日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 七十七銀行

取締役頭取 鎌 田 宏

中間貸借対照表(平成19年9月30日現在)

1 0 □	∆ dere	Tyl D	(丰匹,日刀口)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	85, 628	預金	4,707,970
コールローン	133, 162	譲渡性預金	342,800
買入金銭債権	20, 112	コールマネー	56, 383
商品有価証券	36,035	債券貸借取引受入担保金	11,760
金 銭 の 信 託	52, 447	借 用 金	357
有 価 証 券	2,068,880	外 国 為 替	107
貸 出 金	3, 155, 905	その他負債	46,003
外 国 為 替	707	退職給付引当金	39,050
その他資産	37, 565	役員退職慰労引当金	1,100
有 形 固 定 資 産	42, 358	繰 延 税 金 負 債	3,896
無形固定資産	394	支 払 承 諾	34, 739
支払承諾見返	34, 739	負 債 の 部 合 計	5, 244, 169
貸倒引当金	△ 53,841	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,847
		資本準備金	7,835
		その他資本剰余金	12
		利益 剰余金	262, 148
		利 益 準 備 金	24,658
		その他利益剰余金	237, 489
		固定資産圧縮積立金	906
		別 途 積 立 金	227, 805
		繰越利益剰余金	8,778
		自 己 株 式	△ 2,050
		株主資本合計	292,604
		その他有価証券評価差額金	77, 258
		繰延ヘッジ損益	65
		評価・換算差額等合計	77, 323
		純資産の部合計	369, 928
資産の部合計	5, 614, 097	負債及び純資産の部合計	5, 614, 097

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記3. のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
- 5. デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
- 6. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年~31年

動 産 4年~20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産(建物を除く)については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ53百万円減少しております。

また、同改正に伴い、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産(建物を除く)については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ41百万円減少しております。

- 7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
- 8. 外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見 込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法 により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

- 11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上

及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

- 14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 15. 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
- 16. 関係会社の株式総額

92 百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額

68,427 百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額

7,870 百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,764百万円、延滞債権額は101,994百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政 令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じてい る貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は697百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,351百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,808百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は26,718百万円であります。
- 24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 127,233 百万円 その他資産 142 百万円

担保資産に対応する債務

預 金 9,125 百万円債券貸借取引受入担保金 11,760 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券131,530百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は62百万円であります。

- 25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は15,419百万円であります。
- 26. 1株当たりの純資産額 974 円 96 銭
- 27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。28. についても同様であります。その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	65, 464	188,615	123, 151
債券	1,648,549	1,637,407	△ 11,142
国債	1,051,415	1,040,461	△ 10,954
地方債	93, 105	92, 923	△ 181
社債	504,028	504,021	Δ 6
その他	220, 426	224,489	4,063
合 計	1,934,440	2,050,512	116,072

なお、上記の評価差額から繰延税金負債45,588百万円を差し引いた額70,483百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について82百万円減損処理を行っております。 売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が50%以上下落した銘柄に ついてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下 落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。 28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであ ります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 貸付債権信託受益権	2,867
子会社·子法人等株式 子会社·子法人等株式	92
その他有価証券 非上場株式 公募債以外の内国非上場債券 投資事業組合出資金	2, 584 15, 489 201

29. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他の金銭の信託	20, 138	31,505	11,367

なお、上記の評価差額から繰延税金負債4,592百万円を差し引いた額6,774百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約

する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,369,190百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,337,470百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	20,520 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	15,776
減価償却超過額	8,082
有価証券償却否認	2,429
その他	3,208
繰延税金資産小計	50,018
評価性引当額	\triangle 3,075
繰延税金資産合計	46,942
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 614
その他有価証券評価差額金	△ 50,180
その他	\triangle 44
繰延税金負債合計	<u>△ 50,838</u>
繰延税金負債の純額	3,896 百万円

- 32. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
- 33. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)13.10%

中間損益計算書(平成19年4月1日から)平成19年9月30日まで)

科目	金	額
経常収益		57,558
資 金 運 用 収 益	46,904	
(うち貸出金利息)	(31,035)	
(うち有価証券利息配当金)	(15,318)	
役務取引等収益	8,365	
その他業務収益	185	
その他経常収益	2,103	
経 常 費 用		47, 922
資 金 調 達 費 用	7,774	
(う ち 預 金 利 息)	(5,219)	
役務取引等費用	2,829	
その他業務費用	1,267	
営 業 経 費	30,964	
その他経常費用	5,086	
経 常 利 益		9,636
特 別 利 益		18
特 別 損 失		185
税引前中間純利益		9, 469
法人税、住民税及び事業税		3,776
法 人 税 等 調 整 額		△ 348
中間純利益		6,040

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり中間純利益金額 15円 91 銭
 - 3.「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,080百万円及び債権売却損844百万円を含んでおります。

第124期 中間決算公告

平成19年12月20日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 七十七銀行

取締役頭取 鎌 田 宏

中間連結貸借対照表(平成19年9月30日現在)

			(中國:日2513)
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	85,720	預金	4,706,032
コールローン及び買入手形	133, 162	譲渡性預金	341,200
買入金銭債権	20,112	コールマネー及び売渡手形	56, 383
商品有価証券	36,035	債券貸借取引受入担保金	11,760
金銭の信託	52, 447	借 用 金	16, 294
有 価 証 券	2,076,946	外 国 為 替	107
貸 出 金	3, 140, 663	その他負債	57,847
外 国 為 替	707	退職給付引当金	39, 483
その他資産	49, 901	役員退職慰労引当金	1,172
有 形 固 定 資 産	72, 793	繰延税金負債	3, 946
無形固定資産	3, 199	支 払 承 諾	34, 739
繰 延 税 金 資 産	2,866	負債の部合計	5, 268, 968
支払承諾見返	34, 739	(純 資 産 の 部)	
貸倒引当金	△ 60,429	資 本 金	24, 658
		資本 剰余金	7,847
		利 益 剰 余 金	263, 233
		自 己 株 式	△ 2,024
		株主資本合計	293, 715
		その他有価証券評価差額金	77, 262
		繰延ヘッジ損益	65
		評価・換算差額等合計	77, 327
		少数株主持分	8,856
		純資産の部合計	379, 899
資産の部合計	5, 648, 867	負債及び純資産の部合計	5, 648, 867

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 7社

連結される子会社名

七十七ビジネスサービス株式会社

七十七スタッフサービス株式会社

七十七事務代行株式会社

連結される子法人等名

七十七リース株式会社

七十七信用保証株式会社

七十七コンピューターサービス株式会社

株式会社七十七カード

(2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記3.のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
- 5. デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
- 6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上 しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年~31年

動 産 4年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。 なお、リース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価 額とする定額法により償却しております。

なお、当行並びに連結される子会社及び子法人等は、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日 以後に取得した有形固定資産(当行の建物及びリース資産を除く)については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ53百万円減少しております。

また、同改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産(当行の建物及びリース資産を除く)については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ42百万円減少しております。

- 7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、連結される子会社及び子法人等が自社利用しているソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。また、リース資産については、リース期間を償却年数とする定額法により償却しております。
- 8. 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権について は過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回 収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

- 11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

- 14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 15. 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
- 16. 有形固定資産の減価償却累計額

117,808 百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額

7,870 百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,637百万円、延滞債権額は104,237百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政 令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じてい る貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は697百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44.389百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は154,962百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、そ

の額面金額は26,718百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 127,233 百万円 その他資産 142 百万円

担保資産に対応する債務

預 金 9,125 百万円債券貸借取引受入担保金 11,760 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券131,530百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は85百万円であります。

24. 借用金には、未経過リース期間に係るリース契約債権4,109百万円を担保に供している借入金2,889百万円が含まれているほか、未経過リース期間に係るリース契約債権13,371百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金11,143百万円が含まれております。

また、借用金には、リース契約債権の債権流動化による債務805百万円が含まれております。なお、これにより譲渡したリース契約債権の当中間連結会計期間末残高は971百万円であります。

- 25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は15,419百万円であります。
- 26. 1株当たりの純資産額 977 円 90 銭
- 27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」の ほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。28. についても同様であります。 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	8,010	7,997	Δ 13

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	65, 508	188,716	123, 208
債券	1,648,549	1,637,407	△ 11,142
国債	1,051,415	1,040,461	△ 10,954
地方債	93, 105	92, 923	△ 181
社債	504,028	504,021	Δ 6
その他	220, 426	224, 489	4,063
合 計	1,934,484	2,050,613	116, 129

なお、上記の評価差額から繰延税金負債45,611百万円を差し引いた額70,517百万円のうち少数株主持分相当額29百万円を控除した額70,487百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 当連結中間会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について85百万円減損処理を行っております。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 貸付債権信託受益権	2,867
その他有価証券 非上場株式 公募債以外の内国非上場債券 投資事業組合出資金	2,631 15,489 201

29. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	20, 138	31,505	11,367

なお、上記の評価差額から繰延税金負債4,592百万円を差し引いた額6,774百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- 30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,444,915百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,413,196百万円あります。
 - なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 31. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
- 32. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)13.31%

中間連結損益計算書(平成19年4月1日から) 平成19年9月30日まで)

科目	金	額
経常収益		67,057
資 金 運 用 収 益	47,272	
(うち貸出金利息)	(31, 379)	
(うち有価証券利息配当金)	(15, 341)	
役務取引等収益	8,803	
その他業務収益	8,963	
その他経常収益	2,017	
経 常 費 用		57, 387
資 金 調 達 費 用	7,867	
(う ち 預 金 利 息)	(5,217)	
役 務 取 引 等 費 用	2,550	
その他業務費用	8,876	
営 業 経 費	31,658	
その他経常費用	6,434	
経 常 利 益		9,670
特別利益		21
特別 損失		185
税金等調整前中間純利益		9, 506
法人税、住民税及び事業税		4, 283
法 人 税 等 調 整 額		△ 803
少数株主損失		19
中間純利益		6,045

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり中間純利益金額 15円 93 銭
 - 3.「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,304百万円及び債権売却損844百万円を含んでおります。